

会報かごしま



鹿児島県土地家屋調査士会

2024

秋

Vol.106

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成 26 年 11 月 14 日
2014 日調連公開シンポジウム
「土地境界紛争が起きない社会」



改めて確認しよう！

あなたの事務所は大丈夫！？

1. 事務所に表札を掲げていますか？
(調査士法施行規則 第 19 条・県会則 第 100 条)
2. 報酬表は掲示していますか？ (調査士法施行規則 第 21 条・県会則 第 93 条)
※併せて土地家屋調査士の合格証書・登録証を掲示するのもいいですね!
3. 事件簿を作成していますか？ (調査士法施行規則 第 28 条・県会則 第 97 条)
4. 年計報告書を作成していますか？ (県会則 第 98 条)
※未提出の場合は、会員に対して県会則第 105 条第 2 項の調査を行うことができます。
(会員に対する指導及び調査)
第 105 条 2 会長は、必要があると認めたときは、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。
5. 職務上請求書を使用したときは使用簿に記録をしていますか？
(県会 職務上請求書取扱管理規程 第 13 条第 2 項)
6. 補助者の方の登録・変更・解職の届け、更新（5 年毎）はしていますか？
(調査士法施行規則 第 23 条・県会則 第 101 条・補助者規則 第 4、6 条第 6 項、8、9 条)
7. 病気やケガで業務を行うときに困難な場合は所属支部長に連絡をしていますか？
会費の延納や減額又は免除になる場合があります。 (県会則 第 83 条)
8. 氏名・本籍・住所・事務所の所在地が変更した場合、県会に届けをしていますか？
(調査士法第 14 条・連合会則 第 39 条・県会則 第 12 条)

※会員は、土地家屋調査士法第 14 条により登録事項の変更届出の義務があります。
(対象は、調査士法施行規則第 14 条の名簿の内容です。)

届出を怠ると、土地家屋調査士法第 42 条により懲戒の事由ともなりますので、
ご注意ください。

目次

会長挨拶	会 長 上小鶴一善	1
10年ひとむかし		
開業20年を迎えて	霧島支部 増永 明宏	3
やめないこと	大島支部 久永 瑞樹	4
会員の広場		
リレー ある調査士の眩き 第26回	出水支部 園畠 将一	5
財務事務所勉強会	鹿児島支部 田之上義樹	6
狭隘道路について	霧島支部 田原春一幸	7
筆界情報シンポジウム参加報告書	霧島支部 池田 成人	8
会務報告		10
業務経過		
総会議事録（抜粋）		

各部報告

総務部	副会長・総務部長	浜田 一平	18
財務部	財務部長	鶴野 俊昭	19
業務部	業務部長	又木 秀幸	20
研修部	研修部長	中西 崇	21
広報部	広報部長	内別府 健	23
社会事業部	社会事業部長	中森祐一郎	25

境界問題相談センターかごしまだより

センター長	有馬 純哉	26
-------	-------	----

公嘱協会だより

理事長	上野 英樹	27
-----	-------	----

政治連盟だより

会長	谷口 正美	29
----	-------	----

青調会だより

会長	山崎 郁弥	31
----	-------	----

事務局だより

入職あいさつ	下野 裕二	36
入職あいさつ	永家 綾乃	37
入職あいさつ	外村 映恵	38



会長挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会 会長 上小鶴 一善

会員の皆様におかれましては日頃より県会会務執行へご協力頂きまして、感謝申し上げます。年々暑さが厳しくなっているように感じられ、会員の皆様におかれましては、現場の作業において熱中症対策など大変だと思います。体には十分気を付けてください。

8月8日に日向灘でマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生しました。本県においても大崎町で震度5強を観測しました。気象庁は南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震が発生する可能性がふだんと比べて高まっているとして臨時情報を出し、引き続き巨大地震への注意を呼びかけました。県会においては、社会事業部にて災害からの復興と業務継続へ向けた支援等を行うことを目的として「大規模災害等対策規則」の策定作業を急いでいるところです。

さて、境界問題センターかごしまについてご報告いたします。裁判外紛争解決手続に関する法律(ADR法)が改正され令和6年4月1日に施行されました。それに伴い、センターかごしまにおいても規則を改正しました。今回の法改正は、裁判外の民間ADRの利用を促進することを目的としています。改正のポイントは執行力の付与です。これまでのADRでは和解しても執行することができませんでした。しかし、法改正によって、公正証書を作成しなくても、あらかじめ執行合意を含む和解(特定和解)をしておけば、その和解合意にしたがって、裁判所に対し執行決定を求める申立てを行い、執行をすることができるようになりました。センターかごしまでは研修などを通じてあらたな制度の理解を深め、市民の皆様がより利用しやすいセンターとなるよう活動する予定です。

次に、狭あい道路問題に関してご報告とお知らせを致します。令和6年3月に国土交通省にて「狭あい道路対策に関するガイドライン」が策定されました。このガイドラインは、狭あい道路の解消に向けた制度の構築や、事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示すことにより、これまで狭あい道路解消に向けた取組を実施したことのない地方公共団体における取組の開始や、すでに着手されている地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の横展開を図ることを目的とされています。本文中に「専門的な技能を有する者による対応が求められる事項や、法令で規定されている土業の専権業務が含まれているため、適宜専門家や専門の事業者と連携しながら事業を進めていく必要があります。各土業団体等に対して拡幅等整備への理解や協力を得るために説明会や研修等を実施し、日頃から関係性を構築することが効果的です。」との記載があり、事例として公嘱協会を活用した事業フローが紹介され、専門家との連携が考えられる事項として境界確定・測量・分筆登記・地目変更登記が示されております。土地家屋調査士が積極的に連携・協力することが狭あい道路解消することの一助となります。県会では令和6年11月29日に豊田前国土交通副大臣、国土交通省の担当職員などを講師としてお招きして「狭あい道路解消を考

えるセミナー(仮称)」を開催する予定です。会員の皆様はぜひ参加し、狭あい道路に関してより深く理解していただきたいと思います。

そして、鹿児島地方法務局において進められている、令和7年度以降の法務局地図作成事業における次期地図整備計画の策定について報告します。基本方針は、事業類型として①防災・まちづくり型、②大都市特化型の対象地区、③被災地域復興型が示され、選定基準として①防災・減災、災害からの復旧・復興の円滑化と、社会情勢等の変化に対応したまちづくりの促進の観点を踏まえて考慮要素を整理し、優先度の高い地区で優先実施、②地域の実情を熟知する自治体から候補地区に関する要望書の提出を受け、考慮要素に当てはめて地区選定を行うことが示されました。また、最新技術の導入による作業の効率化としてドローンやMMS等の最新技術の活用について、モデル実施地区を選定して活用方法を検討することとされています。県会においては上記の基本方針をうけ、法務局に対して10カ所の候補地を提案しました。法務局地図作成は「骨太の方針2024」においても必要性と有用性が認知されており、土地家屋調査士が最も取り組むべき事業の一つです。

最後に、社会の期待に応え、益々貢献出来るよう、私達達自身のいっそうの研鑽も必要とされていきます。県会と致しましても有意義な研修会を開催していきますので、どうぞ宜しくお願いします。



10年ひとむかし 開業20年を迎えて

霧島支部 増永明宏

以前【開業10年を迎えて】という題材で書いた原稿の最後に、「次の10年後もこの原稿が書けるよう頑張ります」と書いており、今回この原稿を頼まれた時「もう10年も経ったのか」と驚きました。

土地家屋調査士として20年、思い返すとあっという間でした。

開業してからずっと、周りの皆様にお世話になり、お力添えいただいたお陰でこのような節目を迎えることができました。

話下手な私には、ご依頼いただいた仕事を（当たり前のことですが）一生懸命やるだけでした。

何の仕事も大変ですが、土地家屋調査士の仕事で境界を確定していく作業は、特に気を使う作業で責任が重く、今まで眠れない夜もありました。

しかしながら、思案し調査し測量を重ね、隣接の方と立会いができ、境界が確定した後の達成感というのは初心の頃と今も変わらず、やりがいのある仕事だと感じています。

土地家屋調査士の仕事をする上で大きく変化したことは、オンライン申請が進み、今では添付書類も〔調査士報告方式により原本提示省略〕となり、登記申請や登記完了の手続きが便利になりました。

また、もう一つの変化は私自身で現在61歳ですが、50歳を過ぎたあたりから腰痛や股関節痛などがでてきて、以前は軽々と飛び越えられた塀も、最近は「ヨイショ」と心で掛け声をかけながら飛び越えるしだいです。

私の事務所も築60年近く経っており古い事務所ではありますが、司法書士・土地家屋調査士をしていた伯父伯母から譲り受けた、思い出がたくさん詰まった事務所です。

これからも頂いた仕事に全力で取り組み、この事務所とともに自分の身体にも気を付けながら、土地家屋調査士として頑張っていきます。



やめないこと

大島支部 久永 瑞樹

平成 26 年に開業して 10 年です、あっという間の 10 年でした。

20 才の時に地元奄美で測量会社に入社して、10 年間測量業務を学ばせていただきました。

測量の知識も全くない状態のゼロから色々教えていただき私のような者でも 10 年間辞めずに続けていけばなんとか迷惑をかけない程度に仕事ができるようになりました。

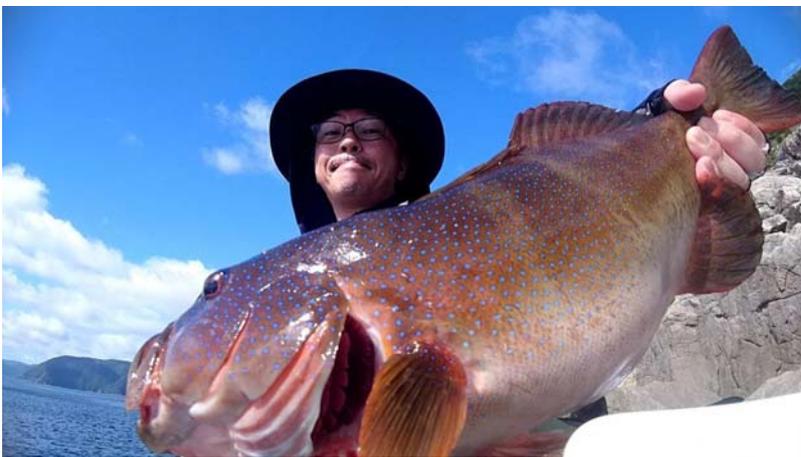
30 才の時調査士を目指し補助者として、10 年間調査士業務を学ばせていただきました。

仕事の覚えも遅い私でも 10 年間辞めずに補助者を続けていけばなんとか一通り業務を理解できるようになりました。

40 才の時に地元奄美で開業させていただき 10 年が経ちました。

今まで 10 年を区切りにたくさんの方々にたくさんの事を教えていただき気づけば 50 才になりました。

まだまだ学ぶことがたくさんあり、これからもやめずに続けていこうと思います。



魚釣りも続けていきます……

会員の広場

リレー或る調査士の炫き 第26回

節目の年

出水支部 園島将一



私事ではございますが、2024年は私にとってある意味節目の年でした。

何の節目かと申しますと、前職のキャリアを超えた年でした。

前職は大学を卒業して、約13年勤めました。

私は2011年1月に土地家屋調査士に登録したので、2024年は13年を超えた年にあたり、調査士業の方が長くなりました。

前職から畑違いの現職になるにあたっては、今考えても思い切った事をしたと思っておりますが、不安を抱えながらも周りの方々に支えられてここまでこれました。

父がやっていたからという理由だけで、仕事内容も詳しくはわからないまま、とりあえず試験に合格したので開業しましたという感じでしたので、ほぼ見切り発車でした。

その父も3年前に亡くなり、父が残してくれた事務所で細々と業務を行っております。

その間、母・姉とともに父の介護もしましたので大変でしたが、今こうやって続けていられる訳ですから、父に一番感謝というところでしょうか。

最近あった事で、隣接土地が空き家で、所有者さんは子供さんもいらっしやらず、相続登記もなされていない為、登記簿からは探しようがなく、近隣の方にご親族をご存じないか伺った所、その方が「妹さんのご主人が、〇〇にお勤めで、□□さんという方」と言われました。

普通これだけではその方がすぐには分かりませんが、その方は私の以前のお客さんだとわかりましたので、すぐに連絡がとれました。

また、現場で測量作業をしていると、「園島さんですか？」と以前のお客さんから声を掛けられるなど、だんだんと調査士業が染みついてきたような気がします。

隣接地に空き家が増えたり、所有者が遠方の高齢者だったりすると全ての境界立会を行う事が難しくなっておりますが、経験とこれまでの蓄積が多少なりとも役立つ様、これからも地道にやっっていこうかと思えます。

次は川内支部の小原翔さんをお願いします。



財務事務所勉強会

鹿児島支部 田ノ上義樹

令和6年4月22日に九州財務局鹿児島財務事務所主催による「鹿児島県土地家屋調査士による勉強会」が開催されました。本勉強会の目的は外部の専門家を講師とした講演を通じて、鹿児島財務事務所職員の人材育成を図るとともに、地方公共団体職員にも聴講を促し、意見交換等を行う場を設けることで参加者同士の関係を深め、地域課題解決の一助につなげるものです。

今回は不動産登記業務に携わる鹿児島財務事務所職員を対象とし、不動産登記法の基礎知識から公図の種類、登記簿の見方など基礎的な学習を鹿児島県土地家屋調査士会より講師を派遣する運びとなりました。

研修は会場参加・オンライン併用のハイブリッド型で開催され、会場参加者28名、オンライン参加者95名と財務局職員含め多くの地方公共団体職員の方々にも聴講いただきました。

研修内容として鹿児島県土地家屋調査士会苦情相談委員会委員長『前杉 竜志』講師による「登記簿の見方・不動産登記法の基礎」と鹿児島県土地家屋調査士会副会長『馬場 幸二』講師による「公図の種類と一般公開された登記所備付地図データについて」「旧法定外公共物の基礎」「筆界と所有権界」を演題として講演が行われました。

参加者の皆様は不動産登記業務に携わりながらも、表題部に関することや地図等について実務で苦労していることが多く、本講演はご好評をいただきました。後日質問を設けたところ実務に則したような質問が多く勉強会に参加して良かったと感じております。

今後も鹿児島財務事務所職員のスキル向上のため勉強会を続けていきたいのでご協力を賜りたいのとの要望を受け、鹿児島県土地家屋調査士会発展の為に定期的に講演を行う予定です。





狭隘道路について

霧島支部 田原春 一幸

昨年の10月24日、兵庫県で開催された狭隘道路に関するシンポジウムに参加させて頂きました。私自身、以前より社会事業部を通して、狭隘道路問題に長年携わらせて頂く関係上、とても興味がある内容となっていました。

まず、会場に到着して感じたことは、地元の土地家屋調査士はもちろんですが、県外からの土地家屋調査士、国を含む県・市町村の議員及び職員等、多くの狭隘道路問題に関心を持つ関係機関からの参加者人数の多さに驚かされました。内容に関しては、2020年に愛知県で開催されたシンポジウムと概ね同じ内容であったように感じましたが、国土交通省の担当者の説明からもあった通り、狭隘道路解消に向けて促進事業や意見公募等、法整備へ確実に前進している印象及び土地家屋調査士会のみではなく、行政を含む関係機関が一体となって狭隘道路解消に向けて熱意を持って動き出そうとしている会場の空気を感じたことを強く覚えています。ただ、少し残念に感じたこともありました。豊田議員の調査では、国会又は委員会等で過去に「狭隘道路」との発言は、衆議院で3回・参議院で5回の記録しかないとのことでした。まだまだ法整備には時間がかかること及び政治連盟の必要性も一緒に感じました。その他にも、やはり2020年のシンポジウムでも感じた、民間人へのセットバックが必要であることへの理解及び行政の財政面問題も解消すべき問題であると改めて感じさせられました。

今後も社会事業部の一員として、関係機関と連携をはかり、愛知県岡崎市等モデルにふさわしい市町村の取組み等及び今後出来るであろう、新しい法律や交付金の活用等を、鹿児島県内の市町村に説明・理解して頂き、防災面からの必要性も交えて、狭隘道路解消にむけて活発な動きを行う必要があると思いました。



「第2回筆界情報シンポジウム」に参加して

研修部 池田成人

(開催概要)

日時 : 令和5年12月5日(火)13:30~16:30

場所 : 熊本産業展示場 グランメッセ熊本 2F コンベンションホール

主催 : 熊本県土地家屋調査士会

参加者: 122名(うち鹿児島会4名参加)



(山野目章夫氏)

(講義風景)

(プログラム)

第一部

講演「2021年の土地法制改革～所有者不明土地問題と土地家屋調査士～」

講師 早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫 先生

第二部 質疑応答

去る令和5年12月、グランメッセ熊本において熊本県土地家屋調査士会主催で開催された「第2回筆界情報シンポジウム」に参加して参りましたのでそのご報告を致します。

まずは会場のグランメッセ熊本ですが平成28年4月、熊本地震の際、自主避難してきた車は3000台に上り、制度指定のない事実上の「臨時避難場所」となったそうです。被災して不安を抱えた多くの方々の心の受け皿になったのだと思うと感慨深いものを感じました。

さて講師を務められた山野目先生ですが、平成29年度当会第2回会員研修会でもご講義賜りました。その時も感じたのですが今回も同じく放たれる言葉の切れ味に凄みを感じました。我々調査士は制度の上に胡坐をかいていないか、既成概念に囚われていないか、まるで喉元に刃の切っ先を突き付けられているような気がして背筋が伸びる思いをしました。それなのに質問に対してはウイットに富んだ回答や、時折見せるいたずら好きそうな笑顔に引き込まれる思いでした。

第一部は土地基本法等の改正についてお話いただきました。この改正において第6条1項に公共の福祉の優先を資すために新たに土地所有者の責務が盛り込まれています。適正な土地の利

用、管理、取引等を所有者自身で図らなければいけない事、これはバブル再来の抑止力になるべき目的を持ちます。そして第2項において「所有権の境界を明確にしておく」と明記されています。私たちの大好物「筆界」ではないのですね。山野目先生曰く、現場において筆界と所有権界が乖離するケースが多いのか、所有者に筆界を説明して俄かに理解できるのか、調査士の独りよがりになっていないか等、耳の痛いお話が続きます。でもそれがなぜか心地よい、よく講師の方から「先生方のその卓越した知見をもって・・・」など耳心地の良いお話を頂く事が多いのですが、厳しい叱咤、要求の方が心に留まる気がしました。

第二部の質疑応答も様々な質問に対して分かり易く簡潔に、たまに質問者をいじったりと山野目先生のペースに引き込まれた形であつという間に講義修了となりました。

最後に、本年4月から相続登記申請義務化となりましたが、国庫帰属、契約不適合責任等私たちを取り巻く環境の変化に各自対応していかなければなりません。それにはやはり個々で常に研鑽を重ねて頂くと事と併せて、鹿児島会としても会員の皆様に逐次情報の提供をしていかなければならないと考えております。今後とも研修活動へのご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

会務報告

業務経過

日付	行事	日付	行事
令和 6年 4月 1日 (月)	表示登記の日	令和 6年 5月 22日 (水)	第 1 回調査士会・公嘱協会協議会
5日 (金)	法務局長着任挨拶	22日 (水)	鹿児島県行政書士会定時総会
5日 (金)	登録証交付式(荒木進会員)	24日 (金)	鹿児島県社会保険労務士会 定時総会
6日(土) ~ 7日(日)	第 1 回九B会長会議	24日 (金)	一般社団法人九州・沖縄不動産 鑑定士協会連合会通常総会
9日 (火)	第 1 回研修委員会	25日 (土)	鹿児島県司法書士会定時総会
9日 (火)	第 1 回総務委員会 (電子会議)	28日 (火)	定時総会
10日 (水)	税理士事務所会計チェック	28日 (火)	第 1 回理事会
11日 (木)	第 1 回財務委員会	6月 1日 (土)	第 2 回九B会長会議
12日 (金)	大隅支部総会及び研修会	1日 (土)	九B定時総会
16日 (火)	決算監査	4日 (火)	司調センター株主総会
16日 (火)	法務局地図作成事業の次期地図 整備計画の策定に向けた基本方 針に関する説明会 (電子会議)	7日 (金)	第 2 回総務委員会 (電子会議)
19日 (金)	大島支部総会及び研修会	12日 (水)	業務委員会 (広報共同) (電子会議)
22日 (月)	鹿児島財務事務所との勉強会	14日 (金)	第 1 回広報委員会
22日 (月)	第 1 回統一システム選考委員会 (電子会議)	18日(火) ~ 19日(水)	第81回日調連定時総会
24日 (水)	正副会長会議	19日 (水)	第 1 回全国統一情報共有・会員管 理システム協議会及び第 2 回統一 システム選考委員会 (電子会議)
24日 (水)	鹿児島銀行との勉強会	25日 (火)	第 1 回筆界特定制度と 調査士会ADRとの連携協議会
24日 (水)	鹿児島大学 経営と法@地元セミナー	26日 (水)	第 2 回財務委員会
26日 (金)	鹿児島支部総会	26日 (水)	税理士事務所会計チェック
26日 (金)	霧島支部総会	28日 (金)	狭あい道路解消を考える セミナー (仮称) 打合せ
26日 (金)	南薩支部総会及び研修会	7月 1日 (月)	第 2 回常任理事会
26日 (金)	鹿屋支部総会	1日(月) ~ 14日(日)	第19回特別研修 (基礎研修)
5月 8日 (水)	マリンパレスかごしまとの 定時総会事前打合せ	2日 (火)	業務委員会 (広報共同) (電子会議)
9日 (木)	出水支部総会及び研修会	2日 (火)	第 1 回センター運営委員会
10日 (金)	川内支部総会及び研修会	3日 (水)	鹿児島大学出前講座講師派遣
11日 (土)	熊毛支部総会及び研修会	18日 (木) ~ 8月 22日 (木)	第19回特別研修 (グループ研修)
15日 (水)	第 1 回常任理事会	19日 (金)	正副会長会議
15日 (水)	法務局との定時総会事前打合せ	19日 (金)	第 2 回理事会
15日 (水)	定時総会事前打合せ	22日 (月)	税理士事務所会計チェック

鹿児島県土地家屋調査士会令和6年度定時総会議事録（抜粋）

日時 令和6年5月28日（火）午後1時30分 開会
場所 マリンパレスかごしま 鹿児島市与次郎二丁目8番8号
会員数 282名
出席会員 97名
委任状による代理人出席 103名
議決権会員数 200名
司会 総務部理事

議長 前杉 竜志 会員（霧島支部）
議事録署名者 地頭所 亮太 会員（鹿児島支部）
議事録署名者 松木 蘭 貴志 会員（鹿児島支部）

第1号議案 令和5年度収支決算報告に関する件及び監査報告

賛成多数により、可決された。

第2号議案 会館処分（案）承認の件

（1）[提案理由の説明]

資料の通り会館(司調センター)建物の売却および取壊しについて承認を求めます。

（2）質問等

（岩下晴夫 会員）土地の売却価格は手付が入った状態なので確定ではない

この金額のまま総会議決をとってよろしいのでしょうか？

（上小鶴一善 会長）宅建業者の仲介による売買契約を締結しており、その内容に総会にて承認が得られない場合は、白紙撤回する旨の条項が記載されている。現時点で本金額を表示することに問題はないと思っています。また、建物について、次の司調センターの総会までに売買金額が確定しないという件については本総会には予定情報を説明すべきと考えており、予定金額を表示しました。

（岩下晴夫 会員）金額が変わった場合、この資料で議決をとっても問題ないのかという心配です。

（上小鶴一善 会長）土地については売買契約済ですので、変更することはないと考えています。

建物についても司調センターより提示された金額ですので、変更はないと考えています。

（岩下晴夫 会員）「案」などの文言を追加してはどうかと思いました。

（上小鶴一善 会長）土地については、宅建業者の仲介による売買契約済ですので変更はないものと考えます。建物の金額が変更になった場合は、皆さんに意見を図るなどの対処を取らせていただきます。

（上野英樹 会員）建物の金額が変更した場合は、執行部に一任という方針ではどうか？

(馬場幸二 副会長) 総会承認ですので、金額を示さないのはおかしいと考え、金額を提示しました。大変恐縮ですが、20%以内でしたら契約を認めるという内容の附帯決議とさせていただくのはいかがでしょうか？

(議長) 建物の金額については20%の増減があった場合を含むという附帯決議とさせていただきます。

(狹山靖裕 会員) パーセンテージではなく、変更があった場合は理事会決議に任せるという附帯決議はいかがでしょうか？

(原田昭文 会員) やはり最高議決機関である総会ですので、総会が理事会に委任できる範囲を指定できるパーセンテージがよいと思います。

(議長) この議決では2案について選択していただく方針でいかがでしょうか？
20%以内であった場合でも理事会議決はとることになると思いますので。

(迫田圭介 会員) 司調センターの総会で売買価格が大幅に変更になる可能性があるということでしょうか？

(岩下晴夫 会員) 私が言っているのは、金額を明記した状態で今回の総会決議をとり、その後、1円でも変更になった場合、総会決議が無効になってしまうのではないかと、という心配である。

(上小鶴一善 会長) 確かに、1円でも変更があった際に、再度に総会にかけるのは皆さまに申し訳ないので、以下の条件で採決させていただきたいと考えます。

- ・金額については案とする
- ・20%の金額増減の変更を許容する
- ・変更があった場合、理事会議決を取る。議決後は速やかに会員宛に報告する

(3) 採決

採決に入ります。特別決議となりますので、会場封鎖をお願いします。

執行部は定足数の確認をお願いします。

全会員282名中、委任状を含めて198名の出席を確認しました。

賛成の方は挙手をお願いします。参加会員198名全員が賛成でしたので、第2号議案 会館処分(案)は可決承認されました。

第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件

令和6年度事業計画(案)

【事業方針】(上小鶴一善 会長)

- 1 土地家屋調査士に関連する法令・制度の研究と対応
- 2 土地家屋調査士としての倫理の研修と啓発
- 3 隣接法律専門職団体等との積極的な連携の推進
- 4 将来にむけた財政基盤の調査・検討

[各部より事業計画の説明]

【総務部】(浜田一平 副会長兼総務部長)

- 1 関係各法令等への対応
各種法令については引続き対応し、必要に応じて会則変更を検討いたします。
- 2 会員に関する情報整理と情報公開
会員の異動については適宜メール等について通知し、ホームページでも公開いたします。
事務局業務におきましても更なる効率化を図って参ります。

【財務部】(鶴野俊昭 財務部長)

- 1 財政基盤の整備
会員減少による会費収入の減収に加え、近年の物価上昇、また新しい事務局では以前と異なる経費等も生じており、なお一層の適正な支出に取り組みます。
- 2 全国国民年金基金(土地家屋調査士支部)及び土地家屋調査士職業賠償責任保険制度の認知向上活動と加入促進活動
主に新入会員を対象に加入促進活動を行います。またパンフレット等の配布を行います。
- 3 社会貢献活動への寄付
永年チャリティーゴルフ大会を実地し交通被災者たすけあい協会へ寄付活動を続けてきましたが、他にも多方面に社会貢献活動をする機会があるので、今年度は検討して実施します。

【業務部】(又木秀幸 業務部長)

- 1 業務処理の合理化及び業務適正化の研究
資料センターについて、先ほど報告した通り、分筆申告書の仕分けを進めていきます。内容については仕分けの完了、内容の点検、検索方法の確認等です。来年度には公開する予定です。表示登記実務連絡会については、昨年と同時期に行う予定です。
また、4月に入ってからVRSによる単点測量や、面積の変わらない地積更正登記について、補正を求められた事例がありました。全国的には行われていない事例などは年度初めには起こりうることで、似たような事例があった際には冷静な対応をよろしくお願いいたします。
川内支部より情報提供がありましたので、この場で共有します。薩摩川内市が土地台帳の閲覧を廃止することになったそうです。鹿児島では初めて聞きましたが、全国では事例があるそうです。
- 2 登記基準点の設置支援
再解析結果をチェックしていきます、簡易チェックでは改善がみられるものの、一部データに不一致の項目があります。解析チェックを進め、今年度には何らかの結論を出します。
- 3 所有者不明土地関連法案への対応
引き続き、各種研修などに参加してまいります
昨年、広報部でもセカンドキャリアという視点で広報した実績もあり、会員増加や調査士の認知度向上に寄与すべく活動していこうと思います。

【研修部】(中西崇 研修部長)

- 1 会員研修会、公開講演会の実施及び支部研修会等の支援
 - ・支部総会に伴い要請のあった支部への支部研修会を実施。
 - ・第1回会員研修会を9月にWEB配信にて予定。最新技術の報告。

- ・第2回会員研修会を11月29日実施予定。狭隘道路に関する研修で県内自治体にも声掛けをする予定。
 - ・第3回会員研修会を2月14日実施予定。
- 2 産官学連携による研修会や出前講座等の実施及び支援
 - ・令和6年4月22日に財務事務所主催の勉強会に講師を派遣。
 - ・令和6年4月24日に第2回銀行と調査士の勉強会開催。
 - 3 特別研修の受講推進
 - ・第19回特別研修が7月1日から開催。当会より2名受講予定。
 - 4 年次研修及び新人研修の受講義務の周知及び徹底
 - ・年次研修を12月6日福祉センターにて開催予定。1期が残り2カ年で未受講者80名。積極的受講を願います。
 - ・連合会主催の新人研修の対象者は当会にはいない。来年からブロックごとになるので義務研修以前の登録の方で未受講の方には近隣の県で開催される時は受講を促す。
 - ・県会主催の新人研修を9月14日開催予定。土地や建物の基本的な考えから事務所経営について当会より講師を立て開催予定。
 - 5 インターネットを利用した研修活動に係る環境整備の推進
 - ・連合会が主導してインターネットを利用した研修システムの構築中。今年度中に運用予定であり、今後は本システムを利用したWEB研修を実施していく。
 - 6 土地家屋調査士専門技能持続学習（CPD）制度の運用
 - ・引き続き連合会ホームページにてCPDポイントを公開。CPD付与については公平性を持って行います。

【社会事業部】（中森祐一郎 社会事業部長）

- 1 災害基本協定締結の推進
 - ・九州ブロック協議会で情報収集を行い、大規模災害マニュアルを作成中である。支部ごとの連絡網作成が必要なので、各支部に確認を呼びかける予定である。
- 2 地図の作成及び整備に関する支援
 - ・今年度は、法務局地図作成作業の10カ年計画を作成する年である。法務局と協議の上、支援をしていく。
- 3 筆界特定制度及び調査士会ADRに関する事項への支援
 - ・今年度も引き続き、ADRセンターと法務局筆界特定室の連携強化に努めたい。
- 4 認定土地家屋調査士の活用
 - ・業務部より鹿児島大学ロイヤリングセミナーを引き継ぎ、協力していく。
- 5 社会貢献活動の推進及び支援
 - ・今年度も各種相談会への参加を実施していく。
- 6 狭あい道路問題、表題部所有者不明土地問題への支援
 - ・令和6年3月に国交省より「狭あい道路対策に関するガイドライン」が策定された。これをもとに、県内自治体にも研修が行われる予定で、調査士会としても事業に興味がある自治体と協議を検討していく。

【広報部】（内別府健 広報部長）

- 1 広報誌「会報かごしま」の発行
 - ・新春号のみ現在の製本発行とし、秋号は総会報告と新入会員紹介のデジタル版としたい。経費削減及び事務局負担の軽減、並びに広報部員の負担軽減になる

- 2 「7月31日調査士の日」「法の日」等各種無料相談会の啓発、広報を実施
・例年通り開催していきたいと思います。
- 3 広報媒体等の作製配付（SNS利用による告知の頻度アップ）
・外部の方へ師事し広報活動の投稿・告知していきます。
- 4 支部広報活動への協力と既存設置看板の維持管理
・古い看板を新しくすることはせず、将来的に撤去の方向で考える
（現在残っている看板は予算をとって撤去する方向で考えています）
- 5 筆界特定室、センターかごしまと本会との連携における広報に協力
・協力依頼があった場合は対応することになっています。
- 6 ホームページの維持管理
・新ホームページ作成（問題点や今後の利用を考え準備検討していく）
（連合会研修システムとの連携や法令・通知など資料の公開など）

【境界鑑定委員会】（谷口正美 境界鑑定委員長）

- 1 境界鑑定についての研究
- 2 筆界特定・境界鑑定研修会への参加
地籍問題研究会等へ参加する

【境界問題相談センターかごしま】（有馬純哉 センター長）

- 1 ADR業務拡大の研究
オンラインによる相談や調停の検証のほか、特定和解の運用について検証を行います。
- 2 センター研修会の実施
特定和解方式の運用にあたり、法令等の研鑽を進めるセンター委員研修会を行います。また、模擬相談や模擬調停など一般会員も参加する研修会の開催を行います。
- 3 筆界特定制度との連携強化
筆界特定室との連携協議を行い、連携した休日無料相談所の開催に努めます。
その他、共通リーフレットの刷新を行います。

（議長）4号議案について説明をお願いします。

第4号議案 令和6年度収支予算（案）承認の件

（鶴野俊昭 財務部長）[収支予算の説明]

（議長）第3号議案と第4号議案に関して質問はありますか？

[質問なし]

（議長）採決に入らせていただきます。

（議長）第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

（議長）賛成多数と認め、可決承認されました。

(議長) 第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(議長) 賛成多数と認め、可決承認されました。

6 その他の事項

(議長) その他ありますでしょうか？

[発言なし]

(議長) 以上で全議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

(司会) 前杉議長におかれましては、正確かつ適切な議事進行を有難うございました。この後、宜しければ、座長として その他の事項の進行を引き続きお願い申し上げたいのですが、宜しいでしょうか。

[異議なし]

(座長) 政治連盟会長をお願いします。

(谷口正美 政治連盟会長)

本年7月7日に鹿児島県知事選挙があります。皆さん投票をお願いします。

(座長) 公嘱協会からよろしくお願いします。

(上野英樹 公嘱協会理事長)

公嘱協会は自主事業に力を入れています。京都大学の防災研究所 GPS 観測については今年度も無事に終わらすことができました。

明後日 5/30(木)公開講座を自治会館で開催します。桜島の大規模噴火に備えての講義と相続登記の義務化に関連して司法書士の内田先生を招いて開催します。まだ席が空いておりますので、皆様お誘いの上、参加をお願いします。

(座長) 青年会長から一言よろしくお願いします。

(山崎郁弥 青年会長)

新規登録者に向けてアンケートをとり、教育係を割り当てています。

毎年11月頃に5土業対抗のレクレーションを実施しています。

(座長) 新入会員の方自己紹介をお願いします。

[南薩支部] 樋園勝士会員による自己紹介

(座長) 時間になりましたので、すべて終了します。ありがとうございました。

[座長降壇]

(司会) 議長におかれましては、長時間の議事進行、また座長として、大変お世話様になりました。厚く御礼申し上げます。有難うございました。

7 閉会の辞

(浜田一平 副会長兼総務部長) [閉会の挨拶]

各部報告



総務部

副会長・総務部長 浜田一平

皆様におかれましては鹿児島県土地家屋調査士会の活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。5月の総会が無事に終了しましたこと感謝申し上げます。副会長・総務部長として一期が過ぎ、まだまだやれることがあったのではないかと反省し多くの課題を残しました。今期は一つでもその課題に取り組めるよう尽力いたします。

総務部の今年度の総務部の事業計画は以下のとおりです。

1. 関係各法令等への対応

各種法令について引継ぎ対応し、必要に応じて会則の変更を検討します。
また、重要な通達等においてはホームページでも確認できるように対応します。

2. 会員に関する情報整理と情報公開

会員の異動については適宜メールにて通知し、ホームページでも公開します。

昨年の10月に事務局を金生町に引越しをしました。引越しの際には事務局業務を1日お休みとし会員の皆様にはご協力頂きありがとうございました。新事務局においてもスムーズな運営を行えるように努めて参ります。まだ来られていない会員の方は、1度は新事務局にお寄りし事務局員の皆様にお声掛けください。



財務部

財務部長 鶴野 俊昭

会員の皆様におかれましては、日頃より本会の財務運営にご協力いただきありがとうございます。
令和6年度の事業計画は、下記の3項目となります。

1. 財政基盤の整備

昨年10月に事務局移転も完了し、司調センターの売却も年内には完了する予定です。

次年度までは移転・売却に伴う諸経費が発生しますが、その後は以前とは異なる経費にての財務運営となります。

また現在の会員数は282名の4法人であり昨年より14名の会員減であり、会員減少は今後も続くと思われます。

会員減少による会費収入の減少及び近年の大幅な物価上昇に伴い諸経費が増額する中、なお一層の適正な支出に取り組んで参ります。

2. 全国国民年金基金(土地家屋調査士支部)及び土地家屋調査士職業賠償責任保険制度の

認知向上活動と加入促進活動

主に新入会員向けに認知向上活動及び加入促進活動をおこなっていますが、新入会員に限らず未加入の方もお申し付けください。

3. 社会貢献活動への寄付

30年以上、鹿児島県土地家屋調査士会主催のチャリティーゴルフ大会を実施し鹿児島県交通被災者たすけあい協会へ寄付活動を続けて参りましたが、今年度は趣を変えた社会貢献活動を検討しており、決まりましたら皆様へご連絡致しますのでご協力の程、よろしくお願い致します。



業務部

業務部長 又木 秀幸

皆様、日頃の業務お疲れ様です。この原稿が読まれる頃は、ようやく暑さも和らいできた頃かと思いますが、まだまだ残暑が続くことが予想されますので、体調管理には引き続きご留意ください。

さて、既にメールでご案内したとおり、GNSSの単点観測法に関する扱いが、令和6年10月1日より変更となります。(嘱託登記については、契約日が令和6年9月末以前であれば、変更前の対応が可能です。) VRSを用いた単点観測法において、各種マニュアルに沿わない方法で測量を行った場合、任意座標として扱われることとなりますので、申請時には十分ご注意くださいと思います。

不動産登記規則第77条第1項第8号では、地積測量図において基本三角点等に基づく測量成果による筆界点の座標値が求められています。しかし、第2項にて、近傍に基本三角点等が存在しない場合や、その他の特別な事情がある場合には、近傍の恒久的な地物に基づく測量成果による筆界点の座標値を記録することが定められています。連合会からも、公共座標での測量が推奨されていますが、既存の基準点が年々減少していることから、これに対応する作業には時間と費用がかかるため、当会としても対応が難しい状況が続いていました。

こうした背景の中で、2年前に安価なGNSS機器が国土地理院の1級GNSS測量機器として認定されました。機材購入の負担が少なくなるため紹介したところ、興味を持たれた方も多くこれまでに、青年調査士会、嘱託協会、鹿児島支部、霧島支部において研修が行われています。今後も、公共座標による地積測量図の作成を推進するため、問い合わせがあれば研修部と協議の上、対応いたします。

公共座標による地積測量図の作成を積極的に行っていただきますよう、よろしく申し上げます。



研修部

研修部長 中西 崇

日頃より本会研修活動にご協力いただきありがとうございます。昨年より研修部を担当することとなり、多くの方の協力を頂きながら無事に活動を終えることができました。お世話になった方々にこの場を借りてお礼申し上げます。

さて、本年度の活動計画を下記に記載します。

1. 会員研修会、公開講演会の実施及び支部研修会等の支援

- ・第1回会員研修会を9月中旬に動画配信にて開催。『3Dレザースキャナーを使用した業務の紹介』
- ・第2回会員研修会を11月29日(金)に実施予定。題材は『狭あい道路解決に向けたセミナー(仮)』として自治体と共に勉強会を行います。
- ・3回会員研修会を2月14日(金)に実施予定。題材未定。

2. 産官学連携による研修会や出前講座等の実施及び支援

- ・令和6年4月22日に財務事務所主催の勉強会に講師を派遣致しました。今後も継続的に講師を派遣し、財務局との関係を深めていきたいと思っております。
- ・司法修習生実務講座として講師を派遣します。
日時、場所 11月27日(水)9:30~12:30 県弁護士会会館3階
講座名「測量、地図、境界の実務」

3. 特別研修の受講推進

- ・本年7月1日より第19回特別研修が開催。当会からは1名受講中。

4. 年次研修及び新人研修の受講義務の周知及び徹底

- ・年次研修を12月20日福祉センターにて開催予定。現在未受講の方々は参加をお願い致します。
- ・県会主催の新人研修を9月14日(土)に開催予定です。

5. インターネットを利用した研修活動に係る環境整備の推進

- ・連合会が主導してインターネットを利用した研修システムの構築中であり今年度中に運用予

定です。今後は本システムを利用したWEB研修を実施していきます。

6. 土地家屋調査士専門技能持続学習(CPD)制度の運用

- ・引き続き連合会ホームページにてCPDポイントを公開。CPD付与については公平性を持って行います。

以上よろしく願いいたします



広報部

広報部長 内別府 健

暑さが本格化してきました、連日猛暑日が続いております。熱中症にならないように水分補給や体調に十分お気をつけてください。

今年度も引き続きのご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今年度の広報部活動計画です。

1 広報誌「会報かごしま」の発行

- ・2024秋号を今回発行(デジタル版)、2025新春号を発行予定です。

2 「7月31日調査士の日」「法の日」等各種無料相談会の啓発、広報を実施

- ・「7月31日調査士の日」については、会報かごしま2024秋号にポスターを掲載。
- ・10月1日の「法の日」無料相談会を実施。

3 広報媒体等の作製配付(SNS利用による告知の頻度アップ)

- ・デジタル広告を作成します。
- ・各部と連携協力してよりよい広告媒体の作成を考えています。

4 支部広報活動への協力と既存設置看板の維持管理

- ・各支部に現在の看板設置状況の調査依頼をし、将来的には撤去の方向で考える。
- ・今後は看板の新設予定はなし。

5 筆界特定室、センターかごしまと本会との連携における広報に協力

- ・従来どおり協力依頼があった場合は対応していきます。

6 ホームページの維持管理

- ・事務局移転に伴い、新ホームページの作成を検討する。
- ・今後の利用を考え内容を検討し、3年計画で予算を作成していく。

以上が今年度の広報部活動計画です。

広報部として会員の皆様の業務の一助となるべく、広報活動していきたいと考えています。

SNS利用など積極的に行い、各種広報による土地家屋調査士の知名度アップ
や、試験の受験者数の増加に少しでも貢献できるよう活動していきたいと思いを。

会員の皆様のご意見・ご要望を是非お聞かせください。



社会事業部

社会事業部長 中森 祐一郎

社会事業部の中森です。1期担当して、社会事業部の業務にも慣れてきましたが、多岐にわたる業務に忙殺されつつも、理事・委員のサポートにより無事業務を遂行できました。皆様に感謝いたします。

それでは、今年度の事業計画をお知らせします。

- (1) 災害基本協定締結の推進
- (2) 地図の作成および整備に関する支援
- (3) 筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する事項への支援
- (4) 認定土地家屋調査士の活用
- (5) 社会貢献活動の推進及び支援
- (6) 狭あい道路問題、表題部所有者不明土地問題への支援

元旦の能登半島地震に続き、日向灘・南海トラフ地震の懸念もされる昨今です。災害は必ず来るものとして、備える必要があります。まずは、大規模災害対策マニュアルを作成中です。

3月2日に9土業の専門士業団体協議会主催の無料相談会に参加しました。相談会を通じて、登記制度が浸透しておらず、未登記建物の発生要因になっているのではと、推察しました。今後様々な機会を通じて、登記制度の浸透を図る必要があると思いました。

11月29日に狭あい道路シンポジウムを開催予定です。狭あい道路のある住宅等が密集する市街地は、建て替え等に制限があり、緊急車両の進入が困難で危険な状態です。防災と安心安全な町作りの観点から、狭あい道路の改善が必要になります。土地家屋調査士は、この問題に関わる専門家として、行政機関等との連携に資するものと考えております。このような意図で、問題解消に取り組んでおります。

会員の皆様におかれましては、今後とも各事業に対するご理解とご協力をお願いいたします。



境界問題相談センターかごしまだより

境界問題相談センターかごしまセンター長 有馬純哉

センターかごしまは本年度から「特定和解」に取り組むことになりました。

これにより、合意した内容が履行されないときに裁判を申し立てなくとも、和解契約書を裁判所に提出し執行決定を受けることで民事執行が可能になります。

実際には調停の中で、当事者双方が和解後に不履行があった場合の民事執行に合意する「執行合意」が必要となります。

これにより民間ADRの和解に執行力が認められることになり、利用者にとって一定の利便性が生まれました。

一方で、調停員としては当事者の合意内容の法的公正さの判断だけでなく、当事者が相手に対し求める内容の特定がこれまで以上に求められます。

例えば越境構造物の撤去であれば、基点を設け測量を行って図面化した位置特定が必要になったり、工事仕様書の作成をする必要があるなど、細やかに債務の特定をしていくことになります。

その他のセンターの動向では相談申し込みが続いています。

最近は取得時効絡みや売買その他の権利絡みで弁護士の判断を必要とする案件で、調査士から紹介されて相談申込をされるケースが増えて来ています。弁護士と調査士と一緒に相談にのると、それぞれの知見から幅広くアドバイスが出来て、満足されるケースも多く見受けられます。相談で全て解消するわけではなくとも、解決の方針が見えるというのは解決への大きな一歩です。

センター業務は、相談を通じ紛争解決の入り口から始まって、一定の紛争の解決である和解調停完了後、債務不履行が発生した場合の民事執行に必要な和解契約書の作成者として責任を負うことになりました。

調停機関として一層の専門性を求められる機会も増えたので、学術顧問の草鹿晋一先生からご教授いただきつつ、会員研修会などで皆様にもADR関連の情報をお伝えしていきたいと思えます。



公嘱協会だより

理事長 上野 英樹

猛暑が続いた夏が過ぎましたが、まだしばらくは暑さが続くようです。

どうぞご自愛ください。

また、会員の皆さまには、日頃から公嘱協会へのご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行して約1年半が経過し、皆さまを取り巻く環境も大きく変化していることと思います。当協会も、WEB会議の継続などデジタルツールの活用にシフトしています。

レジリエントな公益法人として、事業環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応し、リスクをチャンスに変えて成長を遂げるための組織構築を目指していきます。

近況報告といたしましては、法務局地図作成事業(令和6年度及び令和7年度)いわゆる14条地図作成について、本年も当協会で作業を行うことになりました。20数年にわたり鹿児島市内で実施されてきましたが、今回初めて鹿児島市以外の「始良市加治木町本町ほか地区」での実施となります。例年、いろいろと厳しい状況ではありますが、社会貢献として土地家屋調査士制度が世間に認知され、震災などの大規模災害時には復興に大きな役割を果たすと認識し、引き続き取り組んでまいります。

自主事業も積極的に活動しています。

- ・「桜島大規模噴火に備えよう」「相続登記義務化を学ぶ」と題して、一般・官公署向けに公開講座を実施し、多くの方々にご参加いただきました。
- ・例年6月には、街区基準点の点検管理を行い、各自治体に報告しています。
- ・桜島GPS観測活動を通じて、京都大学防災研究所 桜島火山観測所の火山噴火予測などの研究にも協力しています。

今後の活動としては、県民が安心して暮らせる安全なまちづくりが急務であり、本年1月に発生した能登半島地震では甚大な被害が報告されています。防災や減災の観点から、狭隘道路解消に向けて公嘱協会も積極的に動いていきます。特に木造密集地では延焼を遮断する広い空間が不足しており、救急車等の進入困難や消火・救助活動の遅れなどの課題があり、国民の生命と財産を守るため、鹿児島県でも早急に取り組むべきだと感じています。当協会も、鹿児島県土地家屋調査士会・政治連盟と三位一体となり、土地家屋調査士としての専門性を活かした社会

貢献を果たす方針です。また、官民境界確認補助業務など、公共の利益となる事業の提案も検討していきます。

最後になりますが、鹿児島県土地家屋調査士会会員の皆さまのさらなるご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。



政連だより

政連会長 谷口正美

日頃より政治連盟の活動へのご理解、ご支援に感謝申し上げます。

連日、最高気温の記録更新が続いておりますが、お健やかに過ごしてはいかがでしょうか。

さて、ここで政治連盟の活動内容につきまして、あらためてご説明させていただきます。

土地家屋調査士政治連盟とは、司法制度改革や規制緩和政策により土地家屋調査士制度が大きく揺れ動いた平成12年6月、日本土地家屋調査士会連合会定時総会において政治連盟の必要性が提言され、政治連盟設立に向けた活動が開始されました。

そして、平成13年5月『土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の地位の向上を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行うこと』を目的に全国の土地家屋調査士会に政治連盟が設立されました。

これを受けて、平成13年6月23日、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)が設立され、現在の組織形態がスタートいたしました。

土地家屋調査士政治連盟は、特定の党派や政治家を応援するための組織ではなく、土地家屋調査士制度の有用性を政治に反映させ、制度の充実・発展と土地家屋調査士の活用拡大を実現し、地位の向上を図るために政治活動を行います。

我が国の強制入会制度をとるすべての資格者が政治連盟を設立していることは、資格者制度といえども政治の理解無くして制度の充実・発展が困難であることを物語っています。

全調政連は、政治資金規正法第6条の規程により定められた政治団体です。日本土地家屋調査士会連合会(日調連)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)と連携して、法改正をはじめとした、土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の社会的・経済的地位の向上を目指しています。

また、不動産にかかる権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行っています。

これには土地家屋調査士制度を支援していただいている、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党に組織された議員連盟と強固な連帯が必要です。選挙における候補者の推薦や選挙活動は、日調連及び全公連では、法律によりその活動が認められていないため、全調政連が行う必要があります。

土地家屋調査士は、「境界の専門家」として社会に認識していただくために、昭和60年から境界鑑定を研究し、筆界特定やADRを実践してきました。

そのことを政治の場面に伝えた結果、令和2年8月1日に施行された土地家屋調査士法の第一条に「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の

専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と明記されたことは、全調政連、日調連、全公連が活動した大きな成果です。

これらのことをご理解いただき、土地家屋調査士と政治は関係ないと思っておられる政治連盟に未入会の会員の皆様には、政治連盟の大切さを再認識いただき、「政治連盟入会届」のご提出をお待ちしております。感謝。



青調会だより

会長 山崎郁弥

山崎と申します。かごしま青年土地家屋調査士会の出戻り会長です。

以下、最近の活動を報告いたします。

5月10日には、ZOOMを用いたオンライン会員懇親会を開催しました。イベントは18時にスタートしましたが、日付が変わるまで皆さんと楽しく交流を深めることができました。

5月28日には、県土地家屋調査士会総会の後、天文館で対面での懇親会を開催しました。久しぶりの対面で、皆さんとお酒を交えながら楽しい時間を過ごすことができました。

この原稿執筆時点(7月2日)では、まだ先の話ですが、8月3日には鹿児島県青年司法書士会創立50周年式典に招待されましたので、参加させていただき、若手の司法書士の皆さんと交流を深めたいと思っています。

また、10月12日には志布志市立安楽小学校が創立150周年を迎えることになり、会員の皆様のご協力のもと、測量の出前授業を行う予定です。

最後に、かごしま青年土地家屋調査士会は業務の研鑽と会員相互の親睦を目的とする任意団体です。他の士業との懇親会や教育係制度、ラインでの情報交換なども積極的に行っています。入会案内をご覧くださいと、詳細がわかりますが、満50歳未満または調査士登録後10年以内の方には、初年度の会費が無料となっております。ご入会をお待ちしております。

かごしま青年土地家屋調査士会 入会のご案内

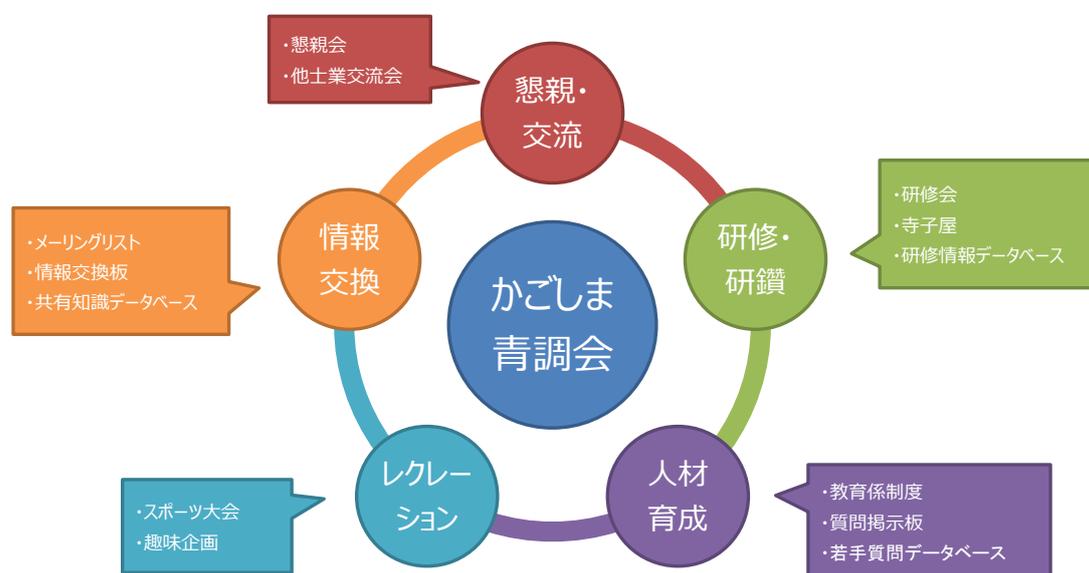
かごしま青年土地家屋調査士会（かごしま青調会）は業務の研鑽及び会員相互の親睦を目的とする任意団体です。

正会員・・・満50歳未満、または土地家屋調査士登録後10年以内（年会費12,000円）

賛助会員・・・正会員の条件を満たさなくなった会員（年会費6,000円）

入会1年目は会費**無料**です。入会2年目以降も適宜会費減額される場合があります。
ご入会お待ちしております。どうぞよろしく申し上げます。

活動およびシステムイメージ



【特徴】 主な活動はすべてリモートでの参加が可能

入会方法

かごしま青調会ブログの受付フォームにご入力ください
「かごしま青調会」で検索、または、QRコードからもアクセス可能です



<http://kagoshimaseityou.livedoor.blog/>

お問合せ：かごしま青調会幹事 ka-seicho-staff@googlegroups.com

かごしま青調会 システム一覧

○：全員利用可能
●：登録ユーザーのみ利用可能

更新日
2021/3/20

No.	機能	説明・備考	正会員 (新人)	正会員	賛助会員	一般人	システム 種別	アドレス、URL等
①	 メールリングリスト	全会員登録のメールリングリスト 活動案内等を配信	○	○	○		メール	ka-seicho@googlegroups.com
②	 ブログ	青調会システムのポータルサイト 活動記録は一般公開	○	○	○	○	Web	
③	 アンケート	情報投稿用の入力フォーム アンケート一覧から入力可能	○	○	○			
④	 リモート会議	リモート会議システム 会議一覧から入室可能（ゲスト参加可能）	●	●	●		ZOOM	https://kagoshimaseityou.livedoor.blog/
⑤	 カレンダー	予定共有用カレンダー	●	●	●		Google	
⑥	 ファイル共有	ファイル共有用クラウドストレージ	●	●	●			
⑦	 LINEグループ(情報交換板)	全会員用のLINEグループ 過去ログはファイル共有から参照可能	●	●	●		LINE	LINEグループ
⑧	 LINEグループ(質問掲示板)	新人用のLINEグループ 過去ログはファイル共有から参照可能	●					

入会、変更、退会をご希望の方は、青調会ブログの受付フォームにご入力ください。 参考：(別紙)入会手続きフロー

メールでの問合せ先：青調会スタッフ <ka-seicho-staff@googlegroups.com>

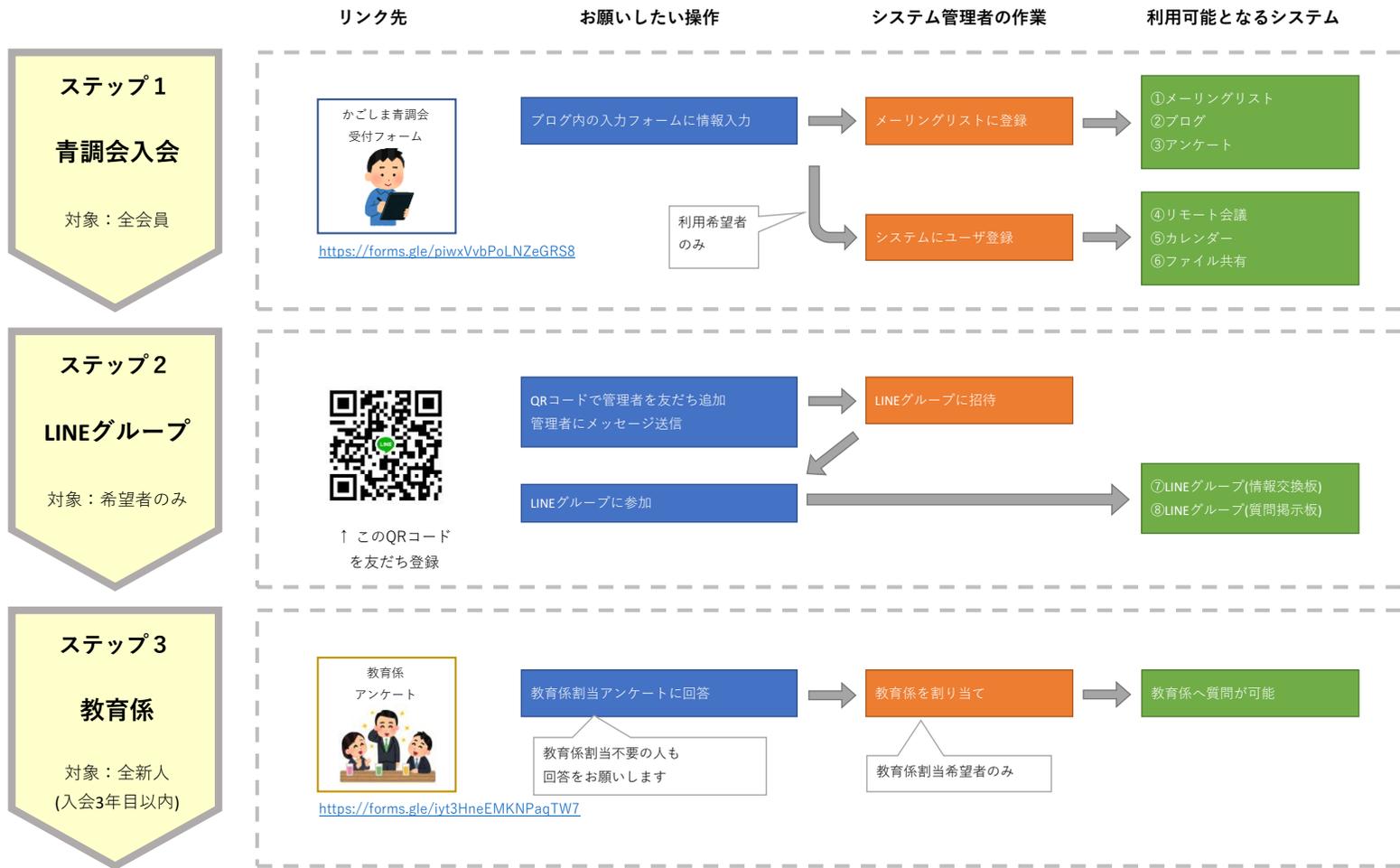
※青調会システムはGoogleChromeまたはMicrosoftEdgeで動作します。InternetExploreでは一部動作しませんのでご注意ください。

※LINEを利用する方はPC版LINEのインストールをお勧めします。LINE公式サイトからインストーラをダウンロード可能です。

<https://line.me/ja/download>

かごしま青調会 入会手順フロー(システム導入フロー)

更新日
2022/11/21



※青調会システムはGoogleChromeまたはMicrosoftEdgeで動作します。InternetExploreでは一部動作しませんのでご注意ください。

※LINEを利用する方はPC版LINEのインストールをお勧めします。LINE公式サイトからインストーラをダウンロード可能です。
<https://line.me/ja/download>

【教育係と質問掲示板】
 新人(入会3年目以内)の会員が対象です。
 希望会員1名につき担当教育係1名を割当します。
 質問掲示板(LINE)に質問を投げると、親切な先輩が回答してくれます。
 過去ログの閲覧も可能です

かごしま青調会 ブログ機能説明イメージ図

<https://kagoshimaseityou.livedoor.blog/>



↑「かごしま青調会」で検索

The screenshot shows the homepage of the Kagoshima City You blog. The main content area features a post titled '令和2年度 幹事マップ' (2020 Fiscal Year Executive Map) with a map of Kagoshima Prefecture. The right sidebar contains several utility links. Callouts on the left and right sides explain the purpose of these features.

- リンク集 (Link Collection):** Located in the top left, it lists various related organizations like the Kagoshima Prefecture Land and Housing Survey Committee.
- アーカイブ一覧 (Archive List):** Located in the middle left, it provides a monthly and yearly archive of posts.
- 投稿記事 (Posted Article):** Points to the main content area where the executive map post is displayed.
- 受付フォーム (Inquiry Form):** Located in the top right, it is used for membership inquiries, updates, and cancellations.
- 活動&システム概要 (Activity & System Overview):** Located in the middle right, it provides a general overview of the organization's activities and systems.
- 活動カレンダー (Activity Calendar):** Located in the bottom right, it shows a calendar of events, available only to registered users.
- 情報交換板 (Information Exchange Board):** Located in the bottom right, it is a forum for members to exchange information.
- アンケート (Survey):** Located in the bottom right, it provides a list of surveys conducted by the organization.
- 会議・研修 (Meetings & Training):** Located in the bottom right, it lists various meetings and training sessions.
- 共有情報 (Shared Information):** Located in the bottom right, it provides access to shared documents and knowledge.



事務局だより

事務局 下野裕二

皆様、夏の猛暑がまだまだ続いていると思われませんが(この原稿は7月に作成)、いかがお過ごしでしょうか。

縁あって今年4月から事務局に勤務しております、下野裕二と申します。「筆界」「回報」「客月」など独特の用語に「??？」と戸惑いつつ、還暦を過ぎ衰えの顕著な頭を何とか駆使し、皆様に教えを乞いながら、政治連盟、鹿児島支部、研修部等を担当しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

3月まで4年間、屋久島で単身赴任生活をしてきた経験から特に本土にお住いの方へお勧めしたいことがあります。「鹿児島の離島への旅」です。関東、関西等へは行ったことがあっても、佐多岬以南の離島へ行ったことがないという方も多いと思います。今では多くの訪日客も訪れる、世界遺産として認められた屋久島、奄美大島、徳之島をはじめとする鹿児島県の離島には、自然、食、歴史、伝統、文化など島々ならではの素晴らしい地域資源が豊富にあり、そこに住む温かい人々がいます。是非、ご家族やご友人などと次の旅は鹿児島県内の離島へおいでくださり、新たな鹿児島の魅力を発見してください。



世界自然遺産地域のある屋久島は「水」と「苔」が育む島



頻繁に通った屋久島南部「湯泊集落」にある空と海を臨める露天温泉(右手前)

最後に「苔」にちなんだ問題をひとつ。「苔」は「スマートフォン」には入っていませんが、「携帯電話」には入っています。どういうことでしょうか？



事務局だより

事務局 永家 綾乃

昨年11月末より勤務しております永家綾乃と申します。

入職してあっという間に半年が経過しましたが、先生方をはじめ事務局の方々に温かいご指導をいただきながら、日々業務を行っております。

まだまだ不慣れな点が多く、ご迷惑をおかけすることも多々あると思いますが、頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



事務局だより

事務局 外村映恵

昨冬よりパート職員として勤務しております外村と申します。

入職当初は、初めての業界で不安でしたが、会員の先生方や事務局の皆様の温かいご指導のおかげで、少しずつ慣れてきました。大変感謝しております。

事務局には週3日勤務しておりますが、余暇は、美味しいものを食べたり、ユーチューブやアマゾンプライム等で映画や旅行関係の動画を見たりして過ごしています。食べ物や動画でオススメがありましたら、教えていただけると嬉しいです。

初めての業務も多く、至らないことばかりでご迷惑をおかけしておりますが、会員の先生方のお役に立てるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

山崎：この夏からダイエットと健康維持を兼ねてウォーキングを始めました。5 km を 50 分で歩いています。最初は正直辛いこともありましたが、徐々に体が慣れてきて、ウォーキング中の景色や空気の新鮮さを楽しむことができるようになりました。皆様の健康や生活向上に役立つ情報やご意見があれば、お気軽にお寄せください。

内別府：連日の猛暑日の中、現場作業が続き 3 キロ減量に成功しました。

調子に乗り夏休み家族旅行からお盆休みでの暴飲暴食が続き、3 キロ増量しました。

現状維持は難しいですね、皆さま残暑も厳しくなりそうですので熱中症対策を十分にして暴飲暴食にご注意くださいませ。

前原

この間久しぶりに体重計に乗ったら調査士登録時（2 年前）から 12 キロ体重が増えて、自分でも驚きを隠せなかったでした。仕事にも慣れてきて、時間をつくる余裕もできたので運動を始めてみようと思います。

迫田

色々とバランスを崩した 1～2 年でした。後厄を数か月でぬけます。男性更年期障害か？

年齢に抗って少しでも若々しくありたいと思うこの頃です。

元井

今年の夏は熱中症とコロナに同時期にかかってしまい、体調管理の大切さを実感しました。まだまだ暑い日が続きますので皆様もお気を付けください。

用紙FAX注文書 (099-203-0688)

令和 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品名		価格(円)	注文数	送料(離島送料)(円)
1	戸籍請求書(A版)(申込書必要)	30枚	600		550 (550)
2	領収書・請求書(A版)(内税)	50枚	700		550 (550)
3	領収書・請求書(A版)(外税)	50枚	700		550 (550)
4	事件簿(A版)	50枚	500		550 (550)
5	パッケージ(会員)	1個	1,500		550 (550)

※令和5年10月11日以降より事務所移転の為 FAX番号が変更になっております。

※令和5年10月1日以降より品目が一部販売終了となり、全用紙販売価格を改定しております。

※送料は、離島であるか否かに関わらず、一律料金となりました。

※戸籍請求書について、事務局での対面販売の際は会員証の提示をお願いします。

※オリジナルグッズは業者へ直接ご注文ください。県会では取り扱っておりません。

(県会ホームページ、「グッズの紹介」にリンクがございます。)

〒
住所 :
TEL :
氏名 :
登録番号 :

用紙販売振込口座
鹿児島銀行 県庁支店 普通預金
口座番号 1272244
振込先
鹿児島県土地家屋調査士会

○お振込み時に「登録番号とお名前」をご記入・ご入力ください。
また、お振込次第、銀行振込用紙等を原則FAXで送付下さい。

※振込・発送を伴う注文販売について
①注文(原則FAXにて、16時まで)
②振込(用紙代金+送料)
③振込用紙を事務局へ送付(原則FAX)
④事務局より発送(注文翌日以降)

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

キャンペーン実施中!

8～10月ご加入の方に
クオカード2,000円進呈!

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、**10月11日(必着)**までに加入申出書提出が必要です!

お問い合わせは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



初学者向け 通信教育

午後の部試験攻略のための

改正法に
完全対応!!

特典!

本試験会場に持ち込める
必携の記述式用器具付き!

- 縮尺定規「すいすい君
すらすらちゃん」
- 全円分度器

土地家屋調査士 MP4映像
ダウンロードタイプ

新 最短合格講座

ホームページで
サンプル映像
配信中!



内堀クラス

レクチャー

内堀 博夫
本学院専任講師



山井クラス

レクチャー

山井 由典
本学院専任講師

注目!

東京法経学院は
ココがちがう!

8つのポイント

1

合格実績が違う!
他を圧倒した合格者を輩出
しています!

2

令和5年度土地家屋調査士試験
東京法経学院合格輩出実績
合格者428名中323名輩出
合格占有率 75.5%

※ 詳しくは HP にてご確認ください。

3

講師陣が違う!
講師陣の層の厚さが半端ない!

4

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイムで確認しながら進める対面授業(イン・パーソナル・クラス)によって身に付くものと考えておりますが、担当の各専任講師は対面授業時間が1万時間を超えております。本講座では、その対面授業で培った能力を十分に発揮していますので、安心して受講していただくことができます。近年合格した方を教壇に上げることができません。
試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作や答案講座等の問題作成にあたっています。試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの角度からの問題にも対応できる良質の問題作成に取り組んでいます。

学費

(10%税込)

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費でお申込み
できます。

3

テキスト・教材が違う!
入学しなければ入手できない、
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座専用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「記述式攻略ノート」を使用いたします。本教材は非売品ですので本講座に入学しなければ入手することはできません。また答案練習講座(答練)に進級した際に使用する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合格までのオールインワン教材となっております。

4

全コースに「過去問テキスト」がついてくる!
“平成年代”完全制覇! 昭和年代も
重要問題はセレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。本学院の過去問集は昭和年代からの過去50年以上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも含まれています。

5

もちろん、複素数にも対応しています!
複素数の修得は必須です!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言われる程、知識とテクニックが問われる試験といえます。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テクニックなのです。

6

ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!
(MP4ダウンロードタイプの方)
USBメモリ保存可能!
スマホタブレット等のオフライン視聴も可能!

本学院のダウンロード講義ファイルは、一度ダウンロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いただけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴はもちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末でのオフライン視聴も可能ですからパケット量を気にすることもありません。しかも削除されない限り、受講期間終了後も視聴できるから安心です。もちろん、ストリーミング再生にも対応しております。

※ファイルのコピーは受講生ご本人様の使用に限り許可しており、それ以外の複製・転売は固くお断りしております。

7

充実した答練講座がちがう!(総合コースの方)
試験を知り尽くした講師陣ブレーン炸裂!
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によって、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。基礎力総合編の受講後は、答練講座をベースメーカーとすることで、毎回が本番をシミュレーションすることができ、自然と合格レベルに達することが可能となります。

8

学習方法等の悩みはオンラインでサクッと解決!
オンラインカウンセリングがあるから安心です!

「記述式の学習方法がわからない」「何から始めれば良いかわからない」などの不安やお悩みを本学院講師によるオンラインカウンセリングで解決します。PC・スマホ・タブレット等の各種端末に対応しております。

【完全予約制・月1回まで・15分/1回】

土地家屋調査士 新・最短合格講座
基礎力総合編 /
MP4映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 152,600円
- 特別減免学費 129,710円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階



資料請求



【好評書籍のご案内】

押さえておくべき知識から希少な事例まで現場での疑問・実例を網羅！
今もなお実務を支える、信頼のロングセラー。

新版

Q&A

表示に関する登記の実務

中村隆・中込敏久 監修 荒堀稔穂 編集代表

- 「設問→解答→解説」の流れでわかりやすく解説。
- 根拠条文・先例・判例と関連付けた具体的な解答を提示。
- 実務現場での利便性を考慮し、事項索引、法令・先例・判例索引を収録。

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

2007年1月刊 A5判 560頁 定価5,170円(本体4,700円) → 特価4,650円(税込)

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

2007年5月刊 A5判 560頁 定価5,280円(本体4,800円) → 特価4,750円(税込)

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

2007年11月刊 A5判 500頁 定価4,950円(本体4,500円) → 特価4,460円(税込)

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

2008年5月刊 A5判 504頁 定価4,950円(本体4,500円) → 特価4,460円(税込)

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係

2008年12月刊 A5判 640頁 定価6,050円(本体5,500円) → 特価5,450円(税込)

特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説

筆界特定実務研究会 編著

2008年1月刊 A5判 672頁 定価6,160円(本体5,600円) → 特価5,540円(税込)

特別価格・送料当社負担 書籍注文書 ご注文締切 **2024年10月31日(木) 必着** お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。
※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

ご注文 **FAX.03-3953-2061** 太枠内を記入し、当社に送信ください。 お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記 49081 表実1	4,650円	部	第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正 49082 表実2	4,750円	部
第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記 49083 表実3	4,460円	部	第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記 49084 表実4	4,460円	部
第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分 建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係 49085 表実5	5,450円	部	特別編 筆界特定制度一問一答と事例解説 49086 表実特	5,540円	部

右記コードまたはURLからでも
特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！
<https://forms.gle/LLHHIR9SxxVVeDxK6>



■ご注文日 年 月 日 販促コード：205119

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo

鹿児島県土地家屋調査士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等
に保管中に盗難にあった。



等

● 個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 31,300円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

約63%
割安!

● 免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

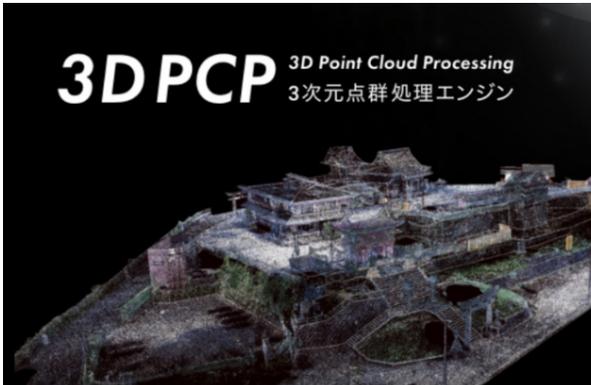
広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

WingNeo INFINITY

「Wingneo®INFINITY」は、測量設計業並びに登記測量業向けCADシステム「Wingneo®」で培った技術ノウハウや業務ノウハウ、操作性等を継承しつつ、測量観測作業向けソリューション「Pocketシリーズ」「Wingneo®電子平板システム」等のアプリケーションと融合し、ライセンス数だけ自由に現場まで持ち出せる作業環境を実現しております。これにより測量観測作業から計算・製図編集までWingneo®INFINITYによる業務サポートが可能となり、お客様の更なる業務効率の向上を実現します。



3D PCP

3D Point Cloud Processing
3次元点群処理エンジン

大規模3次元点群高速編集ツール



100億点を超える点群データの利用を支える高速3次元点群処理機能を搭載。測量設計、土木、建築や文化財、品質検査など、業務・目的を限定せず、3次元点群処理は身近な技術へ。i-Constructionに対応した土量計算、ヒートマップの作成、出来形可否判定総括表などの成果作成に対応。

点群から平面図作成を1つのアプリで完結するCADシステム登場

新登場

ANIST - アニスト -

点群データから平面図作成の課題を解決！

点群データの編集作業を軽減し、ダイレクトに平面図の作成が可能！

IT導入補助金2024

令和5年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業

補助金お助けセンターが全力サポート！



Leica TS16シリーズ

高精度測量機ソリューションをご提案いたします

Leica BLKシリーズ



- 主な仕様**
- ・最高精度(1mm + 1.5ppm)
(表示は0.1mmまで可能)
 - ・ノンプリズム1000m
(測距精度2mm)
 - ・マニュアル TS16M
 - ・自動追尾(LOCK) TS16A
 - ・パワーサーチ TS16P
 - ・イメージング TS16I



- Leica BLK360 G2 イメージングレーザースキャナー
- ・4つのスキャン設定により、680,000点/秒でデータをキャプチャ
 - ・5ブラケットHDRによる豊かなHDR画像
 - ・本体サイズ 155 × 80mm、重さ約 850g と小型・軽量
 - ・光球を使用したフルドームスキャン 20秒を実現
 - ・Visual Inertial System (VIS) テクノロジーにより、現場でのスキャンを自動で事前合成

【取り扱い品目】

すべての製品、デモから導入指導、メンテナンスまで全て行います！

- ・測量CADソフト
- ・施工管理CADソフト
- ・パソコン(周辺機器含む)
- ・司法書士システム
- ・オンライン申請ソフト
- ・トータルステーション
- ・(環境設定及び指導可)
- ・(光波測距儀含む)
- ・電子納品ソフト(請負可)
- ・中古機材(光波含む)
- ・測量用品
- ・ネットワーク構築

エムタス

担当 丸田 康盛

連絡先：090-4351-6257

〒891-0108 鹿児島市中山2丁目13-5-3

TEL/FAX:099-293-5330 Email:mtas@net.wak2.jp

業務の効率化をサポート！

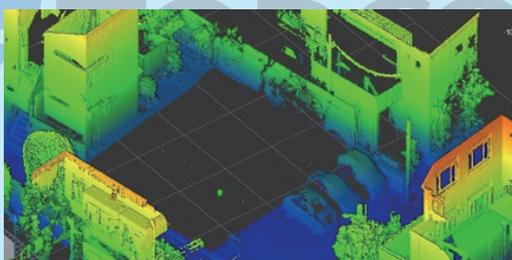
GTL-1200

Laser Scanner Total Station

レーザーキャナー搭載型トータルステーション

1台2役だから測量・計測が速い！投資コストも作業時間も人員も大幅削減！

土地家屋調査士業務での活用



アプリケーションソフトウェア MAGNET Field の様々な測量プログラムを使用し、測量・土地家屋調査士業務が行えます。基準点測量をはじめ公共測量にも利用可能です。さらに現況測量などでは、測量に加え 3D 点群として地形を取得することができます。

測量業、土地家屋調査士向け スマートフォンアプリ登場！

FIELD-POCKET

現場測量アプリ【フィールドポケット】



FUKUI COMPUTER

2024.7.16
新発売

紹介動画は
こちらから



手書き野帳不要の新・電子野帳でシームレスに外と内をがっちりつなげる！
業務全体の生産性向上へ

●メンテナンス

久永は、日本測量機器工業会 JSIMA 認定事業者です！

Hisanaga

株式会社久永

〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町5-11
TEL:099-210-0555 FAX:099-210-0501

公式Webサイト



鹿屋オフィス・川内オフィス・始良オフィス・大島オフィス・宮崎支店・延岡オフィス・熊本オフィス・八代オフィス・関東支店



測量CAD、基準点・水準・用地・路線縦横断測量から
3次元計測、登記図面作成までをトータルでサポート!



現場端末との連携で、現地情報をひとまとめに収集!



Android アプリ

測量業、
土地家屋調査士向け
スマートフォンアプリ登場!

2024.7.16
新発売

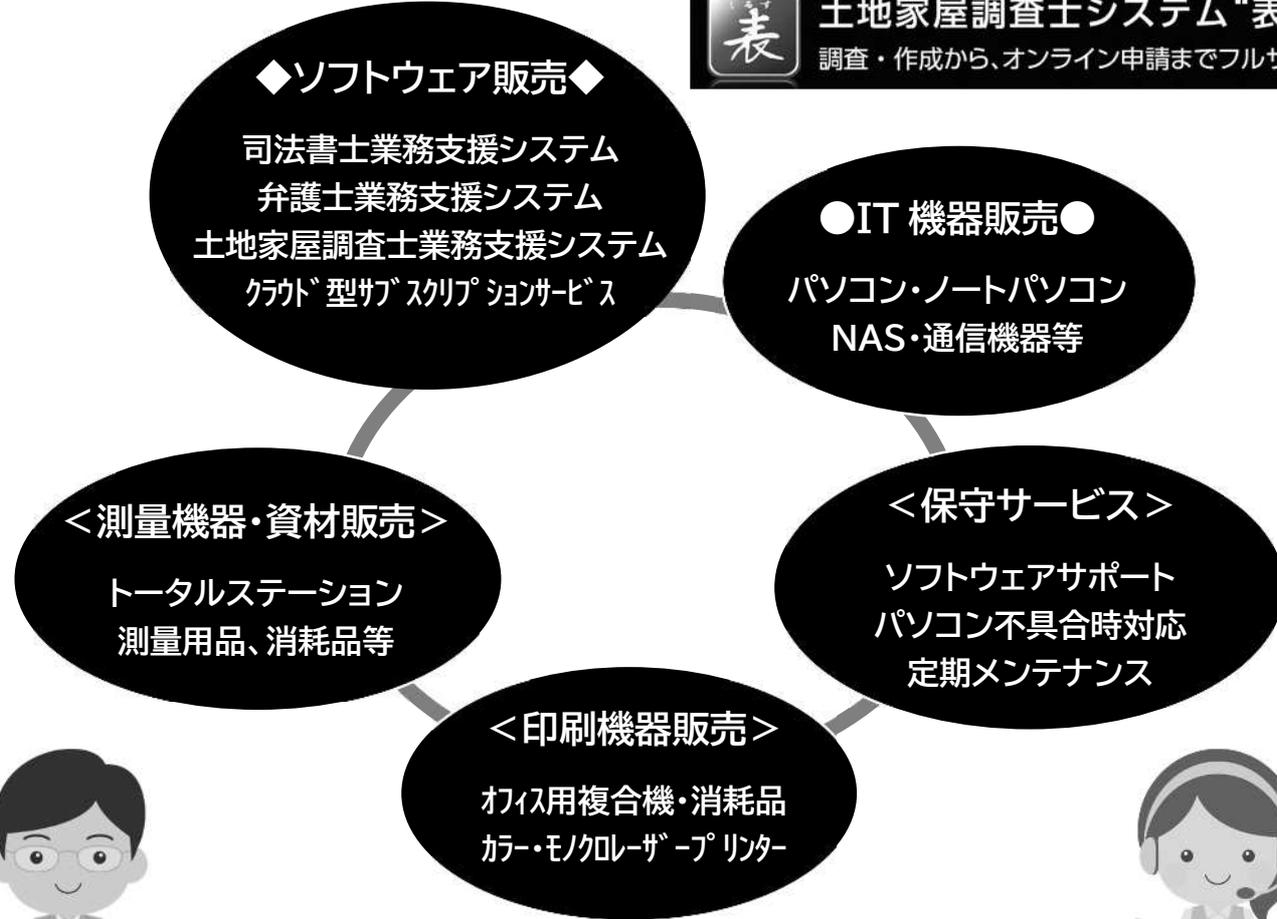
紹介動画は
こちらから

FIELD-POCKET
現場測量アプリ【フィールドポケット】

手書き野帳不要の
新・電子野帳で シームレスに外と内をがっちり つなげる!
業務全体の 生産性向上へ

- FIELD-POCKETの特長
- あ 大きい文字ボタン
 - 地形図地図
 - クラウド連携
 - 写真リンク
 - 交点計算
 - 電子野帳
 - 現況撮影
 - 測 設
 - 縦断面図
 - 横断面図

表 土地家屋調査士システム“表”
調査・作成から、オンライン申請までフルサポート



ぜひ弊社へご相談ください!

司法書士ソフト・弁護士ソフト・土地家屋調査士ソフト・パソコン・複合機・測量機材の専門

有限会社 シー・エス・ジー

〒890-0008 鹿児島県鹿児島市伊敷3丁目6番17号

Tel 099-294-9322 Fax 099-294-9323

会報かごしま 秋号 106号 QRコード



http://www.kagoshima-chosashi.com/info/KaihouKagoshima2024_09.pdf